

あなたの家にも 住宅用火災警報器の設置が必要です!

5月31日までに

問消防本部予防課 ☎996-0134

住宅火災による死者は毎年1,000人を超え、死者の半数以上が高齢者です。火災は、就寝時間帯に多く発生しており、死者のうち7割が逃げ遅れによるものです。

このため、消防法および八潮市火災予防条例の一部が改正され、従来設置義務のなかった一般住宅にも『住宅用火災警報器』の設置および維持が義務化されました。



天井取り付け型



壁掛け取り付け型

【住宅用火災警報器に関するQ&A】

Q いつまでに設置するの？

A 新築住宅は、すでに平成18年6月1日から設置が義務付けられています。また、既存住宅については、平成20年5月31日までに設置が必要です。

Q 設置が必要な建物は？

A 一般住宅や共同住宅など（すでに自動火災報知設備などを設置している場合は除く）に設置が必要となります。

Q どこに設置すればいいの？

A 下図のとおり、「寝室」と「寝室に通じる階段」に設置が必要となります。

Q どこで購入できるの？

A ホームセンターや家電販売店、ガス事業者などで購入できます。

Q 台所には設置しなくてもいいの？

A 住宅用火災警報器の設置は、就寝中の逃げ遅れによる死者の減少を目的としています。台所には設置の義務はありませんが、火災の恐れがあると認められる部分などには設置するように努めてください。

Q 住宅用火災警報器の種類は？

A 煙や熱を感じ、警報音のブザーや音声で知らせるタイプがあります。電源は「電池式」と「家庭用電源」を使うタイプがあります。

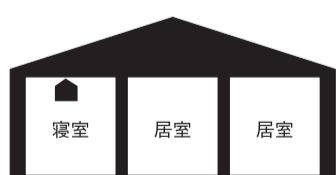
※住宅用火災警報器は、消防署が販売することはありません。

悪質な訪問販売には十分注意して下さい。

注意!

【火災警報器の設置例】

1階建て



2階建て



●寝室: 2Fのみ

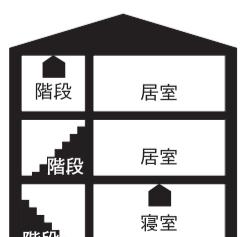


●寝室: 1F・2F

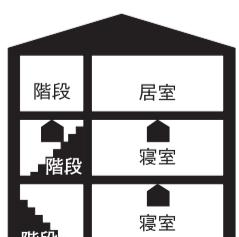


3階建て

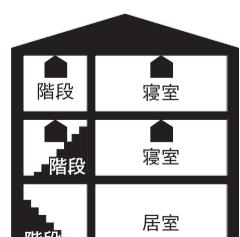
●寝室: 1Fのみ



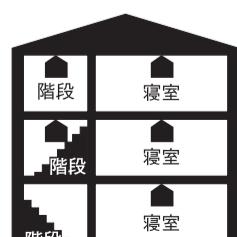
●寝室: 1F・2F



●寝室: 2F・3F



●寝室: 1F・2F・3F



■ は、感知器を示す